

令和4年第2回定例
夕張市議会会議録
令和4年6月9日(水曜日)
午後6時00分開議

◎議事日程

第 1 一般質問

◎出席議員 (7名)

君 島 孝 夫 君
大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
千 葉 勝 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席議員 (1名)

小 林 尚 文 君

午後6時00分 開議

●議長 大山修二君 これより、令和4年第2回定例夕張市議会第2日目の会議を開きます。

●議長 大山修二君 本日の出席議員は7名であります。

欠席議員は1名であります。

●議長 大山修二君 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

本田議員

千葉議員

を指名いたします。

●議長 大山修二君 初めに、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 佐藤浩一君 報告いたします。

初めに、議員の出欠についてであります、小林

議員は疾病のため欠席する旨の届出がなされております。

次に、本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につきましては、お手元に配付のプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 厚 谷 司 君
教育長 小 林 広 明 君
選挙管理委員会委員長

柳 沼 伸 幸 君
農業委員会会長 後 藤 敏 一 君
監査委員 西 田 洋 二 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 本 間 和 彦 君
総務課長 芝 木 誠 二 君
地域振興課長 木 村 友 哉 君
財政課長 板 垣 克 巳 君
税務課長 秋 山 俊 輔 君
建設課長 押野見 正 浩 君
土本水道課長 阿 部 充 雅 君
上下水道担当課長

三 浦 護 君
市民課長 佐 藤 学 君
保健福祉課長 鈴 木 茂 徳 君
生活福祉課長兼福祉事務所長

平 塚 浩 一 君
消防長 石 黒 友 幹 君
消防次長 千 葉 恭 久 君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長 堀 靖 樹 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 芝 木 誠 二 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 中川雅俊君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 佐藤浩一君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 佐藤浩一君

書記 山下倫弘君

書記 相澤由貴君

●議長 大山修二君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 大山修二君 日程第1、これより昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日の質問者は、熊谷議員、今川議員であります。

それでは、熊谷議員の質問を許します。

熊谷議員。

●熊谷桂子君（登壇） 日本共産党の熊谷桂子です。

通告に従い、一般質問を行います。

今回は、これまで問題があることは分かっているながら、なかなか取り組めてこなかった性的マイノリティの方たちの人権の問題として、2件の質問をいたします。

今回の質問では、教育現場の問題、憲法の問題、違憲訴訟の問題、世界の状況、国内の先進地域の事例紹介など、説明を簡略化できない部分もありますことを最初に述べておきたいと思います。

それでは、本題に入ります。

日本の人口全体の1割近く存在すると思われる多様な性を持つ方たち、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョンにさらにプラスしてエックスなどを総称して、最近ではLGBTQ+とか、LGBTsなどと呼ばれていますが、2015年から3年連続で文部科学省がLGBTQの子どもへ配慮を求める通知を全国の小・中・高校などへ出しました。

また、2020年度から小学校の教科書の一部に多様な性について記載されるなど、義務教育の中での多様な性の取扱いが変化しつつあると伺っています。

そういった多様な性を持つ方たちが安心して暮らせる夕張市にするために、学校教育の面、生涯教育の面、そして市民生活の面から質問をして参ります。

まず1件目に、多様性を尊重した教育について伺います。

LGBTQ+に代表されるセクシャルマイノリティの人々の割合については、政府機関などによる公的な統計データがなく、民間団体や企業などによる様々な調査結果が報告されていますが、2018年の電通ダイバーシティ・ラボの調べで、8.9%、11人に1人ということは、20人前後のクラスでも一人か二人は当事者がいるという計算になります。

2020年の調査でも、日本の20歳から59歳でLGBTQ+層の人は、同じく8.9%いることが公表されています。

LGBTQ+の当事者の多くは、差別や偏見により、日常生活の様々な場面で傷つき、生きづらさを感じても、なかなかカミングアウトができなかったと言います。

また、2013年時点の調査では、学校在学中に当事者の約7割がいじめや暴力を受けたことがあると回答しています。

また、約半数の人がそのことを誰にも相談していませんでした。

また、全国36自治体の小・中・高・特別支援学校のおよそ2万2,000人の先生方にご協力いただき、性的指向と性自認の多様性に関するアンケートの結果では、全体で75%を上回る先生方がLGBTなどについて授業で教える必要があると考えている一方で、実際に授業で取り入れた経験は15%前後でした。

しかし、同性愛について冗談や笑いのネタにされることが、子どもたちの中で実際に起こっています。

LGBTQの68%が学齢期にいじめを経験し、またトランスジェンダーの58%が自殺したいという思いを経験し、そのピークは小学校高学年からの二次

成長期であると言います。これが深刻ないじめや不登校、自傷行為などにつながる可能性もあり、児童生徒の学びの機会をつくることは、非常に重要かつ喫緊の課題と考えます。

そこで、教育長に伺います。教育長は、今年3月の第1回定例市議会での教育行政執行方針において、冒頭に予測困難で変化の激しいSociety 5.0（ソサイエティ 5.0）時代と言われるこれからの社会で、子どもたちには自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるよう育んでいくことが求められていますと述べられました。

これは、多様な性を持つ8.9%の子どもたちを当然含めた上で、誰もが幸福に暮らせる、それぞれが自分のよさや可能性を認識する、そして、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働していくということがうたわれているものと思います。

そこで、1点目の質問ですが、小・中学校において、性の多様性に関連する悩みの相談がどの程度あるのか伺います。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの熊谷議員の学校における性の多様性の相談状況についてのご質問にお答えいたします。

小学校、中学校ともに性の多様性について、児童生徒からの相談はございません。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。熊谷議員。

●熊谷桂子君 スクールカウンセラーが定期的に学校を回っているというふうにお聞きしているのですが、スクールカウンセラーの相談も含めてないという状況なのでしょうか。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 熊谷議員のただいまの再質問にお答えいたします。

スクールカウンセラーへの相談も含め、性の多様性についての相談はありません。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。熊谷議員。

●熊谷桂子君 再質問として、QUテスト、それからピアサポートについて、教育活動に取り入れていると伺っています。このQUテストは不登校やいじめの防止、温かな人間づくり、またピアサポートは自分を唯一無二の尊い存在と認識する自尊感情の育成や、他人と親密な人間関係を築くこと、他者や社会への貢献感を持つことを目的とした互いに幸せになるための活動とされていますが、学校においては、聞く・伝える・共感するというピアサポートの教育相談スキルを活用することで、児童生徒の自己有用感とか、自己肯定感を育てる試みがされていると伺っています。

こういったテストやサポート教育で救われるお子さんも多いと思いますが、そもそもこういったことを受けられていない可能性がある不登校のお子さんは、本市においてどの程度いらっしゃるのか伺います。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの熊谷議員の再質問にお答えいたします。

不登校の児童生徒が本市においてどの程度いるのかという、人数をお聞きしたご質問かと思いますが、これは児童生徒一人一人の事情により、何らかの理由によって登校できないという子どもにつきましては、一定程度いるというふうにお答えいたしますが、そういったような状況で数値についてのお答えは控えさせていただくことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。熊谷議員。

●熊谷桂子君 人数については答弁できないということですが、一定程度いるというわけですから、そういった不登校のお子さんにもしっかりした手だ

てを打っていただくように要望しまして、2点目の質問に移ります。

子どもたちの中で同性愛について、冗談や笑いのネタにされることがこれまでも実際に起こっています。

これが深刻ないじめや不登校、自傷行為などにつながる可能性もあり、児童生徒の学びの機会をつくることはとても重要かつ喫緊の課題であると考えます。

そこで、児童生徒への性の多様性について、啓蒙的な教育をどのようにされているのか伺います。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの熊谷議員の児童生徒への性の多様性についての教育についてのご質問にお答えいたします。

学校教育におきまして、性の多様性の指導につきましては、中学校において社会科の公民の分野、保健体育科の保険分野、さらには技術家庭科における家庭科の分野の教科書にLGBTについて考える場を広げるですとか、LGBTについて中学生が話し合うといったようなタイトルで、教材として掲載されており、したがって、授業を通じた教育活動が行われております。

また、小学校におきましても、ゆうばり小学校では保健体育の保健分野の授業の中で、養護教諭が性の多様性についての授業を行っております。

さらに、道徳の授業や特別活動におきましても、先ほど熊谷議員のご説明にもありましたが、様々な違いを認め合うという授業が進められており、その中において、性の多様性についても触れられているということで、以上のように、性の多様性の教育活動は授業を通して行われております。

以上です。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 ただいま教科書を通して、授業の中で教育されているということでした。

民間では、教科書にない様々な動画教材ですとか、

ワークシートなども用意されておりますので、そういったこともぜひ検討していただければというふうに思います。

再質問ですが、多様性を持つ子どもたちに対して、またスカートの着用に疑問を示す女子生徒も増えてきていることから、全国的に制服の多様化が進められていますが、市内の中学校や高校の制服は男女別のワンパターンなのか、それとも選択肢があるのか、伺います。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの熊谷議員の再質問にお答えいたします。

夕張中学校におきましては、スカートかスラックスかを選択できるようになっております。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。熊谷議員。

●熊谷桂子君 教育委員会にも確認したところ、高校のほうでも選択できるようになっているというふうに伺いました。大変よかったというふうに思うところです。

質問の3点目に入ります。LGBT等の当事者が実際に学校でどのような経験をしているのか、当事者およそ1万5,000人を対象にした調査では、6割が小・中・高のいずれかでいじめ被害の経験があったと答え、その大半がホモやおかま、おとこおんなといった言葉の暴力に遭っていました。

また、およそ1万1,000人を対象にした2019年の調査でも同様の傾向であり、そのうち7割は自分がいじめられていることを知っている人や、目撃していた人がいたと答えていますが、かばってもらえた、助けてもらったとの答えは僅か4割弱でした。

また、当事者のとりわけ10代の不登校率や、自傷行為経験率が他の集団に比較して各段に高いことも分かっています。

LGBTなどの子どもたちが、からかいの対象や異端視、否定、やゆや嫌悪される存在として、学齢期を過ごすのではなく、LGBTなどであることを多様な在り方の一つと捉えて生活できるような、そ

ういう環境を整備する必要があるわけですが、そのためには先生方の理解が欠かせません。

そこで質問ですが、多様な性の扱い方について、教職員への研修はどのようにされているのか伺います。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの熊谷議員の教職員への性の多様性研修についてのご質問にお答えいたします。

先ほどのご質問でお答えしたように、学校では教科書に記載があり、授業で行われているということで、既に学校現場での授業実践事例ですとか、研修報告など、数々の情報データ等がインターネット上で公開されております。

また、公的な研修機関がLGBTに関する基本的な知識ですとか、いじめ被害等との関連、LGBTの児童生徒に対する関わり方を解説するといった研修動画を配信しております。

教員が授業で教えるため、またはそういった性の多様性の子どもたちに対して対応するため、さらにそれらの生徒を含めた児童生徒理解ですとか、新たな社会課題に対応するための教員としてのスキルアップを図るために、こうした情報を活用した教材研究ですとか、動画配信の視聴などを通して、積極的な研修を行っていくことが大切だろうというふうに考えております。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。熊谷議員。

●熊谷桂子君 学校でも、コロナ禍やGIGAスクール構想など、過密な働き方で教育現場も大変な状況が続いていますが、学校での取組や先生のさりげない一言が彼らの人生を変えることになり得ます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、4点目の質問に移ります。

4点目に、多様性を尊重した生涯教育について伺います。

LGBTQ+に該当するのは、子どもたちの中だけではなく、保護者や教職員、一般市民を含め、ど

の世界の中にも必ず当事者はいます。

さらに、ほかの人との違いを持っているのは、LGBTQ当事者だけではなく、様々な人がいて、それぞれを大切にしなければならないという当たり前のことを学校での教育活動とともに、一般市民向けの生涯学習でも取り上げる必要があると思ひます。

市教育委員会のホームページには、第7次社会教育中期計画において、豊かな心を育む多様性を尊重した生涯学習として、ホームページ上に老若男女、LGBTQ、障害の有無など、一人一人の違いを尊重し、それぞれの心の豊かさを大切にした目標、基本方針云々となっておりますが、具体的な計画はどのようなになっているのか、伺ひます。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの熊谷議員の多様性を尊重した生涯学習についてのご質問にお答えいたします。

障害を持っている方ですとか、LGBTQ、あるいは老若男女という表現をしていますけれども、子どもから高齢者まで一人一人の違いを尊重して、配慮が必要な方々に対しても、個別に対応することが生涯学習を推進する上で欠かせない基本姿勢であるというふうに考えます。

具体的なというお話でしたけれども、例えば、目の不自由な方や車椅子を使用している方が参加する場合、しっかりとサポート体制を整えるなど誰でも参加できるオープンな形を目指さなければいけない、目指しているというふうに考えているところです。

参加した皆さんが今回参加してよかったな、また参加したいなと思ってもらえるように、可能な限りの配慮を行いながら、生涯学習の推進に努めて参りたいというふうに考えております。以上です。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。熊谷議員。

●熊谷桂子君 現在、LGBTの講演活動を行っている当事者のシゲさんのお話を紹介します。シゲさんは、小・中・高校と誰にも相談できず、同性を好きになることを社会からやんわりと否定されてい

るような感覚があり、ずっと自分は変だ、なぜこうなってしまったのだろうと息苦しさを感じながら、どう生きていけばいいのか全く分からなかったそうです。

20歳になって、仲のいい女友達に思い切ってカミングアウトしたところ、「びっくりしたけど、シゲはシゲで変わらないからいんじゃない」と温かく受け止めてもらえ、その瞬間、大きな安心と自信が沸き上がり、気持ちを共有してもらえるとということがこんなにも大きなエネルギーになると気づきました。

この経験がなければ、現在のように社会に自分の性的指向を公表して、講演活動など絶対にしていないと思いますと話されています。

このお話に出てくる女友達のように、多様な方たちを温かく受け止め共生していく社会をつくるために、LGBTQがテーマになった映画の上映会や講演会を開催する、ポスターを掲示する、さらには、自治体が同性パートナーシップ制度を導入するなど、全国で大きな波が起きています。

夕張市においても、着実に性の多様性についての理解が進むよう、取組を期待しまして、1件目の質問を終わります。

2件目の質問に入ります。同性パートナーシップ制度の導入に向けた取組について伺います。

最初に、パートナーシップ制度をめぐる国内外の動きについて少し説明をしたいと思います。

先ほどの質問の中でも述べましたが、LGBTQ+の当事者の方たちは当然ですが、子どもたちの中だけでなく、保護者や教職員、市職員や一般市民を含め、どの世界の中にも必ず当事者はいます。

今年4月の北海道新聞の調査によれば、同性同士の結婚を認めるべきだと答えた道民は75%に上りました。

結婚したい同性カップルは世界中にたくさんいます。日本でも著名人を含め、LGBTの方が多数いらっしゃることは周知の事実です。

しかし、日本国内では、まだまだ差別の風潮が残っており、実際の社会生活において日本国内では旧

来からの慣習として、同性カップルを蔑視する風潮があることも残念ながら事実です。

そこで、同性カップルが社会生活で直面する困難の一例として、例えば、病院での病気の説明は家族限定だったり、交番に保護されたパートナーを迎えに行く際には家族を証明する身分証明が必要だったり、同性カップルには難しい問題が山積しています。

しかし、国はいまだに同性婚を認めていません。国が同性同士の結婚を認めないことについて、憲法に違反するとして、同性カップルなどが全国各地の地裁、東京、大阪、名古屋、札幌、福岡の5地域で国を訴えている訴訟が続いています。

札幌地裁が、昨年3月17日に同性カップルのみ結婚によって得られる法的な効果を受けないのは、憲法14条に反する不当な差別だと認めた違憲判決を下し、画期的な判決だとして注目を集めました。

しかし、婚姻の自由を保障する憲法24条には違反していないと判断するとともに、国が必要な法整備を怠る立法不作為があったとまでは言えないとして、原告の請求は棄却しました。

それは、第24条1項に次のような記述があるからです。婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。

しかし、教育長への質問でも述べましたとおり、性は男女だけではなく、多様な性があるというのが実態であり、一部の識者の解釈では、両性というのは、男女のことではなく、結婚しようとする二人の性がそれぞれ独立した性という解釈ができるというものです。

つまりは、女性と女性、男性と男性でも問題ないのでという解釈もできると主張しているのです。

さらに、同性婚を禁止する条項というのは、どこにも記載されていないのが現在の憲法です。

そして、日本国憲法の第14条1項にある、全て国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的また

は社会的関係において差別されない。この条文に照らして、法の下に平等というこの理念が同性カップルには正しく施行されていない実情が分かることと思います。

たとえ同性カップルであったとしても、法の下に平等に家族としての制度保証があるべきなのです。

そのため、道内に限らず、日本国内でも結婚制度は変わるべきとの声が高まってきています。

しかし、国は現在においても、憲法24条は同性婚を想定していないとの立場を国会でも訴訟でも崩しておらず、憲法が同性婚を禁止しているかどうかについては沈黙したままです。

海外では、同性婚を認める国や地域が増え、昨年9月の時点で31の国に上ります。先進7か国、G7では、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、アメリカで認められ、イタリアも法的効果のあるパートナーシップ制度を設けており、日本は国家単位の性的少数者をめぐる環境整備において取り残されているのが現状です。

そのため、結婚ができない同性カップルは、社会的承認が得られず、いざというときに家族であるという関係性が証明できない状態が続きます。

そのために、まだ同性婚を導入していない国や日本国内でも、こういった同性カップルの窮状に対して、住民への行政サービスを直接行う自治体が、同性カップルを認証するパートナーシップ制度が全国に広がっています。

それは、LGBTQのカップルを婚姻相当と自治体が認め、証明書を発行する仕組みで、家族向け住宅への入居や、病院での面会などが可能になるなど、同性カップルを自治体が認める意義は大きく、承認されたカップルは公営や市営住宅に入居できたり、病院で家族として扱われたりするようになりつつあります。

また、証明書類の提示で、携帯電話の家族割や勤務先の福利厚生を受けられる例も増えてきているのが最近の状況です。

今年4月には、この同性パートナーシップ制度の

ある自治体に住む人口は、全国の総人口の5割を超えるまでになりました。

また、今年秋頃には、東京都でパートナーシップ宣誓制度が導入される予定になっており、他の自治体へのさらなる波及効果も期待される所です。

そこで、市長にお伺いいたします。これまで市の窓口などで同性パートナーシップ制度に関連した相談があったのか、伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 ただいまの熊谷議員の同性パートナーシップの相談状況に関するご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、これまで同性パートナーシップに関する相談を受けたということはございません。以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。熊谷議員。

●熊谷桂子君 今、そういう相談はないということでしたけれども、議会のほうへは数年前になるかと思えますけれども、市営住宅に同性パートナーとともに入居できるようにしてもらいたいといった、そういう内容の陳情がありました。もし、市の記録にないのでしたら、担当窓口職員が重要性に気づかずに記録を残していなかったのか、最初から駄目だというふうに諦めて市に相談をしなかったのか、ニーズが寄せられなかったということになっているというふうに思われます。

また、昨年開催されましたさっぽろレインボープライド2021のホームページには、夕張市長からのメッセージとともにアンケートへの回答が掲載されていました。

アンケートの中の4点目の質問をご紹介します。今年、札幌地裁にて同性婚が認められていない日本の現状に違憲判決が下されました。また、各種自治体が続々とパートナーシップ制度の導入を検討、もしくは実際に導入しています。このような傾向がある中で、パートナーシップ制度を導入するつもりがあるか否か教えてください。また、パートナーシッ

ブ制度について、市としてどのように考えているか、ご意見もお聞かせくださいという質問ですが、夕張市の答えは導入するつもりがない（ニーズが寄せられていないため未検討）と掲載されています。

先ほどの教育長への質問でも明らかなように、約8.9%、1割近い方たちが多様な性を持ち、そのことがようやく学校の教科書にも掲載されて、教育現場では多様な性への尊重が重視されるようになりつつあります。

国レベルでの同性婚に対する論議が遅々として進まない現在、多様な方たちを温かく受け止め、共生していく社会をつくる上で、同性カップルを自治体が認める意義は非常に大きいものと考えます。

そこで、2点目の質問ですが、同性パートナーシップ制度の検討について、本市では現在どのような状況なのか、伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の同性パートナーシップ制度の検討状況に関するご質問にお答えをいたします。

議員のほうでもご覧いただきましたレインボープライドのホームページにも回答していることと同様でございますけれども、本市におきましては、これまで検討を行った経過はございません。以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問はありませんか。
熊谷議員。

●熊谷桂子君 ある事例をご紹介したいと思えます。東京都世田谷区でパートナーシップ宣誓をした同性愛者の男性は、家探しで区内の不動産屋にパートナーと出向いた際、嫌な顔をせず対応してもらえたことがうれしかった。以前、別の区では、男性二人での入居は断られた。今回は、宣誓書、受領書を出して入居ができた。制度がある自治体だと、万が一のときも関係を証明できる安心感があると話されています。

厚谷市長が掲げる誰もが安心して暮らせる夕張のために、ぜひとも早急にこの制度の検討を始めてい

ただきたいと思います。

3点目の質問に移ります。パートナーシップ制度によって利用可能となる行政サービスが続々と増えています。

一例を挙げますと、パートナーシップ制度を導入した地域にもよりますが、パートナーシップ証明書、個人情報開示請求、罹災証明書、所得課税証明書、納税証明書、営業許可、公営住宅家賃補助制度、住居確保補助、空き家活用補助、リフォーム支援、医療機関、母子健康手帳、不妊治療支援、乳幼児ケア、福祉相談、保育所等の利用、保育所入所申請教育、保育給付認定申請及び保育所等入所申込、要介護認定、家族介護者交流会などなど、まだ地域によってばらつきはありますが、日本の人口の半数の地域で同性カップルであってもこういったサービスを一般的な市民と同様に受けられる状況になってきています。

そこで、3点目の質問ですが、市民に平等に行政サービスを提供する市役所で守るべき人権の問題として、市職員への性の多様性研修について、どのようにされているのか伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 ただいまの熊谷議員の性の多様性に関する職員研修に関するご質問にお答えをいたします。

まず、大前提でございますけれども、議員からも今お話がございました、市が執務を行う上におきましては、人権擁護というところを念頭に、それぞれ職員執務を行っているところでございます。

その上で、職員研修につきましては、昨年度より年間の研修計画を定めまして、あらかじめ職員にお示しをした上で計画的な研修を行っております。

研修内容についてご説明をさせていただきますが、まず1点目といたしまして、北海道市町村職員研修センターが実施する、本市職員を派遣するもの、これが1点、それから、2点目といたしまして、市管理職が講師となり、庁内で研修会を行うもの、この2点がございますけれども、まず、市町村職員研修セ

ンターが用意しておる46の研修メニューにおきましては、性の多様性に類する内容を学ぶ講座がございません。また、庁内で行う職員研修については、セクシュアル・ハラスメントに関する説明、これは行ってございますけれども、性の多様性について研修を行った実績、これはございませんし、今年度における実施計画もございません。以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。
熊谷議員。

●熊谷桂子君 ここで、札幌市のパートナーシップ制度について少しご紹介したいと思います。

札幌市のホームページには、市政情報の中に男女共同参画・性的マイノリティ（LGBT）というページがあり、またその中に性的マイノリティ（LGBT）に関する取組として、第1番目に札幌市パートナーシップ宣誓制度の項目があります。

この説明として、札幌市では、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、平成29年、2017年6月1日より性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓の制度を開始しました。

また、概要として、性的マイノリティの方の気持ちを受け止める取組として、お二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることなどを札幌市長に対して宣誓をする制度です。お二人の宣誓に基づき、宣誓書の写しと市長名の宣誓書の受領書を交付しますとあり、さらに自治体間連携の項目がありまして、北見市との連携が記載されています。

このことから分かるように、札幌市でパートナーシップ宣言をされた方たちは、北見市に転居しても同じような行政サービスを受けることができますが、夕張市のようにまだこの制度を取り入れていない自治体では、同じようなサービスを受けることができません。ということは、夕張市の企業などに就職を考えても、せっかくのサービスが受けられないのであれば、夕張市内に転居は考えられません。

さらに、札幌市では、札幌市LGBTフレンドリ

ー指標制度という制度も設置されています。これは、LGBTに関する企業での取組を推進することを目的として、LGBTに関する取組を行う市内企業を募集し、その取組内容に応じて評価を実施し、札幌LGBTフレンドリー企業として登録します。

取組の事例として、基本方針に関することでは、企業の社内規程等にLGBTへの差別やLGBTへのハラスメントの禁止に関する記述がある。啓発に関することでは、従業員向けにLGBTに関する研修やセミナーを年1回以上実施している。内部体制に関することでは、従業員がLGBTに関する悩みを打ち明けられる体制がある。福利厚生に関することでは、同性パートナーへの福利厚生などが認められている。配慮に関することでは、LGBTの従業員、または顧客に配慮し、利用しやすい環境の整備やサービスがあるなどの項目が挙げられています。

学校や行政ではもちろんのこと、一般企業でも多様な性を温かく受け入れるための指導的な役割を行政がしっかりと果たしていることが分かります。

200万人に近い人口の大都市札幌と、人口減と財政再建に悩む7,000人弱の人口の市職員も不足している夕張市を同列に考えることは難しいかもしれませんが、人口の少ないハンディを持つ夕張市であっても、市内に住む人たちの人権は守らなければなりません。

今年、6月1日段階で全国では、213の自治体が、また道内では札幌、北見、函館、江別が既にこの制度を導入しており、さらに北海道新聞の報道によりますと、現在、帯広では原案がまとまり、室蘭では昨年9月の市議会で市民理解を深めることが先と消極的な姿勢を示していた青山市長が、今年の3月議会でパートナーシップ制度について導入すべきだと考えていると述べ、制度設計などを進める考えを示したと報道されています。

今、全国にこのような変化の波が押し寄せ、世界も日本も社会が変わりつつある今、行政が変わり、企業や一般市民が差別や偏見の目で見ることなく、多様な性を温かく受け入れることが求められていま

す。

厚谷市長が昨年の札幌レインボープライド2021に向けて送られたメッセージには、様々な価値観や考え方を認め合い、誰もがお互いに尊重し合える豊かな社会の実現につながりますことをご祈念申し上げますとありましたが、誰もがお互いに尊重し合える豊かな夕張を実現していくのは、厚谷市長のリーダーシップにかかっています。

そこで、4点目の質問ですが、同性パートナーシップ制度、または札幌市のように、同性とは限らず、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓制度について、本市においても導入が必要と考えますが、市長のご所見を伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の同性パートナーシップ制度導入に関するご質問にお答えいたします。

熊谷議員のお話にございましたとおり、同性パートナーシップ制度を導入する自治体は、平成27年の東京都渋谷区を皮切りに年々増加しているものと認識をしております。

一方で、制度を導入する自治体、その中に一部例外はございますが、人口の多い都市が主体となっております。また、制度を導入した自治体の数は全国の自治体総数の1割強であることもまた事実でございます。

同性パートナーシップ制度の必要性については認めるところでございますが、今の夕張市の市民ニーズでありますとか、道内の他自治体の動向に鑑みますと、直ちに制度導入が必要かということについては、慎重に考えていく必要があるものと思慮してございます。以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 今の市長のご答弁は、自治体の数で言えば1割強だと。そして、大きな町がほとんどであって、必要性は認めるけれども、慎重にこれから考えていきたいというご答弁だったかと思えます。

地域によりましては、親子関係を認めるファミリ

ーシップ制度も取り入れられています。安心できる家庭があれば、養子縁組などをして子育てをしたいというふうに望まれる方もあります。

今年の本市の総合戦略でも誰一人取り残さないというのが理念のSDGsの視点が取り入れられ、さらに誰もが安心して暮らせる夕張を掲げる厚谷市長が他の先進地域の事例を参考にされて、文字どおり誰もが安心できる夕張をつくるために、より一層の奮闘をされますよう期待をいたしまして、質問を終わります。

●議長 大山修二君 以上で、熊谷議員の質問を終わります。

次に、今川議員の質問を許します。

今川議員。

●今川和哉君(登壇) 今川和哉です。質問に先立ちまして、本日は久しぶりの夜間議会が開催できたということで、この時間に傍聴にお越しいただいた皆様にまず感謝申し上げます。

夕張市議会が開かれた議会であるためには、昼間働いている市民の方々も議会を傍聴できる機会を設け、多くの皆様に市政への理解を深めていただく必要があります。

その一環として、夜間議会を続けていくことの重要性は大きいと思っておりますが、夜間議会をどのように扱うかは、議会改革の課題でもありますので、今後も取組を継続できるよう、傍聴をはじめ、議会への積極的な関心をどうぞお願い申し上げます。

それでは、あらかじめ通告してありますとおり、私からは夕張市の選挙における投票率向上の取組について2点質問いたします。

まず、1点目の投票者増を図る取組の実施状況についての質問となりますが、本市における2011年の市長、市議会議員選挙の投票率は82%でありました。その後、2015年の無投票を経て、直近の2019年市長、市議会議員選挙の投票率は71%となっています。

この数値自体は、他市や道内平均と比べると高いとはいえ、80%を下回るのは近年ではなかったことだと言えます。やはり、75%以上や80%を常に目標

としていくべきではないでしょうか。

また、全体としての投票率はこの数値ではありませんが、仮に年齢や地域により投票率のばらつきがある場合、選挙により幅広い層の有権者の意思を反映する面で、検証を行いつつ、投票率の低い有権者層があるのであれば、原因を調査の上、そこを改善していく必要があるものです。

そして、2011年から2019年の間には、18歳以上にも選挙権が与えられており、これについて投票率に影響している可能性も無視できないものと考えます。

そこで、市においては、直近の選挙における投票結果をどのように分析し、投票率向上を目指して、行政として具体的にどのような取組を行ってきているのか、夕張市の投票率向上へ向けた取組の現況について、お伺いいたします。

●議長 大山修二君 柳沼選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員会委員長 柳沼伸幸君 今川議員の投票率の検証と評価、投票率向上に向けた取組に関するご質問にお答えいたします。

まず、投票率の検証と評価についてであります。市長、市議選挙における投票率について、議員ご指摘のとおり、平成23年81.7%、平成27年無投票、平成31年71.1%と減少しております。

一方で、同じ時期に行われた、北海道知事、道議会議員選挙の直近3回の夕張市の投票率は、平成23年64.2%、平成27年66.2%、平成31年73.2%とむしろ増加しているところであります。

同様に、衆議院議員選挙では、平成26年62.1%、平成29年67.4%、令和3年67.9%とやや増加、さらに、参議院議員通常選挙においては、平成25年58.7%、平成28年63.7%、令和元年60.7%と微増微減でありました。

以上のことから、夕張市で行う国政選挙、地方選挙の投票率が全体として低下傾向にあるとは言いがたい。立候補者の数など、有権者の注目度によっても、選挙ごとに投票率は変わりますので、一度、二度の選挙結果で拙速に判断することはできないと考

えるところであります。

次に、投票率向上に向けた取組であります。各種施設内でのポスター掲示や、広報車で街頭宣伝、ティッシュ配布など各自自治体の選挙管理委員会で一般的に実施している広報活動は当市でも行っているほか、平成28年6月より選挙権が18歳以上となる法改正がなされたことを踏まえ、若年層に対する投票率向上対策として、選挙制度を平易に解説した小冊子を作成し、毎年度夕張高校生に配布を行っているところであります。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 ご答弁ありがとうございます。検証方法について再質問なのですが、例えば、どの年齢層の投票率が低いのかだとか、投票所によって低い場合は、投票所について、交通弱者への対策が必要ではないかなどの検証を行おうと思う場合、年齢別や投票所別の投票率を算出できることが前提となるかと思えます。

こういった年齢や投票所のデータの分析は、システム上可能となっているのか、また、公表が可能なものか質問いたします。

●議長 大山修二君 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後6時53分 休憩

午後6時54分 再開

●議長 大山修二君 会議を再開いたします。

芝木事務局長。

●選挙管理委員会事務局長 芝木誠二君 今川議員の再質問にお答えいたします。

まず、投票所別の投票率でございますが、行政常任委員会に選挙管理委員会事務局から報告しておることで、議員ご承知のとおりでございます。これはオフィシャルの数字となっております。

投票所別において、どのばらつきがあるのかにつきましては、投票所で大きなばらつきについては確

認しておりませんが、もし今後そういったものがあるようでしたら、対策を取っていきたくと考えています。

一方、年齢別の投票率につきましては、投票所における投票についてシステム処理がされていないため、全て紙媒体の突合を人的作業にて行うことから、算出しておりません。以上です。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。
今川議員。

●今川和哉君 では、広報活動について再質問させていただきます。

今の話で言うと、年齢別の算出は紙媒体からの掘り起こしが必要なので難しいというご答弁でしたが、若い世代の投票率というのは、国政選挙を見ても低い傾向にあるようです。

今は、選挙権も18歳に引き下げられ、高校生にも投票権が与えられています。高校生にはパンフレットなどでの啓発を行っているとの答弁もありましたが、これら若い世代の投票率増加を図る取組が、幅広い層の意見を反映する上で重要かと考えます。

そこで、SNSの活用等を含めた今後の取組や、来年の選挙に向けた若年層向けの投票促進の考えをお伺いいたします。

●議長 大山修二君 芝木選管事務局長。

●選挙管理委員会事務局長 芝木誠二君 今川議員の再質問にお答えいたします。

まず、SNSの活用により、投票に関する広報活動でございますが、投票率の向上のための啓発ツールといたしまして、ツイッターを活用することについては、簡便かつ有効な方法であると考えております。

夕張市選挙管理委員会においては、ツイッターの公式アカウントを持っていないことから、夕張市の公式アカウントにより発信が可能かどうか、所管する部署と協議を今後行って参りたいと考えております。

次が、若年層の啓発につきましては、先ほど本質で答えたとおり、高校生向けの選挙制度について、

分かりやすく説明した資料について、毎年度配布しており、今年も配布する予定となっております。以上です。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。
今川議員。

●今川和哉君 答弁にありましたとおり、市の公式アカウント等で広報が可能であれば、ぜひともそれをよろしく願いいたします。

では、続いて2点目の選挙公報の導入について質問いたします。

現在、夕張市長選挙、夕張市議会選挙については、選挙公報を発行しておりません。次回選挙はこれを何とか発行していただきたいということで要望をさせていただきます。

我々市議会議員の任期も残り1年となり、来年2023年には、市長、市議会議員選挙が予定されております。選挙活動において、選挙カーによる名前の連呼では、候補者の経歴や主張、政策の比較ができません。

中には、街頭演説にて市民に訴える候補者もいるとはいえ、この広い夕張市は人口密度という点でも人が集まる場所で候補者が演説で訴えるというのも難しく、有権者に広く伝えるには、やはり選挙管理委員会が発行する選挙公報のような文書による各候補者の訴え、これを有権者が比較し、投票判断をする、こういったことが重要でありますし、民主主義を担保するためにも、情報提供は自治体の責務であると言えます。

こういったことから、夕張市においても選挙公報の導入をお願い申し上げるところですが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

●議長 大山修二君 柳沼委員長。

●選挙管理委員会委員長 柳沼伸幸君 今川議員の選挙公報の導入に関するご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、公職選挙法第172条の2により、市町村議会の議員または市町村長の選挙における選挙公報は条例で定めることにより発行するこ

とができる規定となっているものであり、夕張市選挙公報条例第2条第1項において、その発行は選挙ごとに夕張市選挙管理委員会が決定すると規定しているものであります。

本市においては、平成19年4月の市長、市議会議員選挙より、選挙公報の発行を行ってはおりません。これは、同年より、本市は全国唯一の財政再建団体となったことにより、財政再建のため法に抵触しないなど、削減可能な経費を全てカットしたことが主要因として挙げられます。

また、職員を財政再建前の半数以下としたことにより、夕張市選挙管理委員会事務局職員については、全て市職員との兼務発令となっていることから、選挙期間中においても、事務局職員は選挙事務のみに従事することなく、非常にタイトなスケジュールの中で、二つの職場を掛け持ちしながら業務を行っております。

このため、市長、市議選挙においては、できる規定の選挙公報を発行せず、その分、選挙準備から開票までの事務作業に職員を注力させていることも要因の一つであります。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 答弁において、貴会事務局の職員が配布することが難しいということでしたが、まず必要枚数の印刷さえできれば、あとは配布をするということになるかと思えます。

他の自治体の例を見ると、新聞折り込みだけという自治体もありますし、実際に職員が配布を行っている自治体は4%程度というデータもあり、それほど多くはないようです。

夕張市において、配布ではなく、新聞折り込みの方法を取るというのは可能かどうか、選挙公報の新聞折り込みについてお考えをお伺いいたします。

●議長 大山修二君 芝木選管事務局長。

●選挙管理委員会事務局長 芝木誠二君 今川議員の再質問にお答えいたします。

選挙公報の新聞折り込みについての検討でござい

ますが、新聞折り込みの検討についても行ったことはございますし、また、個別に郵送するという可能性についても検討をしてはございます。

しかしながら、市長、市議選挙というのは、投票日の7日前に告示し、そして投票日の2日前までに公報が各戸に配布されなければならないという決まりになっておりますので、そうしたことから、まずは告示をしてから、原稿をもらって、校正をして、それを印刷をかけて、必要な部数それぞれを新聞の配達に持っていき、もしくは郵送をかけるという作業もございますので、そういったことを加味しても、なかなかタイトなスケジュールではなかろうかというふうに考えております。以上です。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 答弁いただいたとおり、新聞折り込み、郵送については検討したが、そもそも2日前までに配布をするというのが難しいとのことでしたが、確かにデータを入稿してからそれほど時間はないものと思えます。

公示日より1日か2日で印刷が完了する必要があるかと思われませんが、入稿後、そのくらいの期間にて必要枚数を印刷するという場合、費用の算出が可能なのか、そもそも見積り自体が不可能と考えているのかをお伺いいたします。

●議長 大山修二君 芝木選管事務局長。

●選挙管理委員会事務局長 芝木誠二君 試算をしたことはございます。具体的には、公報印刷に約10万円、郵送した場合でございますが、それぞれの各戸に封筒を詰める作業に大体8万円、そして郵送料に42万円、計60万円相当が要するものというふうな計算をしております。以上です。

●議長 大山修二君 再質問、ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 郵送の部分に一番お金がかかるということでしたが、他の自治体では、今再質問を行いました新聞折り込みのほか、町内会やシルバー人材センターによる配布だとか、郵送や公共施設の設

置といった手段を取っているようです。

夕張市の場合、新聞折り込みと公共施設、郵便局等の設置に加え、あらかじめ市の広報で新聞を取っていない家庭は郵送先を登録してくださいという掲載をしておくなどして、あとはデータをホームページへの掲載を行えば、ある程度の周知は可能ではないかと私は考えておりますし、これらの費用をまず算出して、検討していただくということは可能なのではないかと思います。

これについては、答弁を求めるものではありませんが、ぜひよろしく願いいたします。

また、今後とも選挙管理委員会として、投票率の向上と有権者への情報提供について、努力していただくと重ねてお願い申し上げ、私の質問を終わります。

●議長 大山修二君 以上で、今川議員の質問を終わります。

以上で、通告されました質問は全部終了いたしましたので、日程第1、一般質問はこれをもって終結いたします。

●議長 大山修二君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 7時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 大 山 修 二

夕張市議会 議員 本 田 靖 人

夕張市議会 議員 千 葉 勝